

市県民税と所得税の申告はお早めに

所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます

申告受付会場		申告受付日 (土日を除く)	受付上限人数 (／日)
本 庁	1階 多目的ルーム	2月16日(金)～3月15日(木)	70人
高 月 支 所	3階 会議室	2月16日(金)～28日(水)	50人
北 部 振 興 局	2階 第1・2会議室	3月1日(木)～15日(木)	
び わ 支 所	2階 サークル活動室	2月21日(水)・22日(木)	70人
浅 井 支 所	3階 大会議室	2月27日(火)・28日(水)	90人
虎 姫 支 所	1階 会議室	3月2日(金)・5日(月)	70人
湖 北 支 所	2階 会議室	3月7日(水)・8日(木)	90人
西 浅 井 支 所	2階 視聴覚室	3月9日(金)・12日(月)	45人
余 呉 支 所	1階 会議室	3月13日(火)・14日(水)	

受付時間 8時30分～11時、13時～16時

※各会場とも初日は大変な混雑が予想されます。

※申告者が集中した場合は、受付時間内でも受付を終了させていただきます。

※申告等の受付は、上記会場でのみ受け付けます。

- ※今年度から市ホームページで市県民税申告書の作成ができるようになります(2月頃予定)。
- ① 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
 - ② 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)
 - ③ 生命保険などの各種支払証明書(原本)
 - ④ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類
 - ⑤ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類
 - ⑥ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)
 - ⑦ 公的年金などの源泉徴収票(原本)
 - ⑧ 事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しくください。(作成できていない場合は受け付けできません)
 - ⑨ 医療費控除を申告する人は領収書の添付が必要になり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。



◆申告受付内容

申告受付することができるとは、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関するものです。

※営業・農業・不動産所得の相談、配当・譲渡(株式含む)所得に関する申告や青色申告・住宅取得等特例控除については、税務署でお願いします。

◆申告に必要なもの

① 申告書・税務課または税務署から送付された書類

② 印鑑

③ マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号記載の住民票のうち1つ

④ 身分証明書(運転免許証など) ※マイナンバーカードをお持ちいただいた場合は必要ありません。

⑤ 源泉徴収票または給与支払証明書(原本)

⑥ 公的年金などの源泉徴収票(原本)

⑦ 事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、「**収支内訳書**」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しくください。(作成できていない場合は受け付けできません)

⑧ 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類

⑨ 生命保険などの各種支払証明書(原本)

⑩ 国民年金保険料支払証明書または領収書(原本)

⑪ 還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)

◆平成29年分申告から次の点が変わりました
医療費控除を申告する人は領収書の添付が必要になり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

◆次に該当する人は持ち物を確認ください
① 平成29年中に国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納めた人は、1月下旬に税務課が送付する「社会保険料払込証明書」をお持ちください。
② 医療費控除を申告する人は、「**医療費控除の明細書**」の添付が必要です。明細書は、税務署や税務課、北部振興局・各支所にあります。明細書がない場合は、申告会場で作成していただいた後、申告を受け付けます。
※文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。

受付は2月16日(金)～3月15日(木)

☎ 税務課(☎65-6524)

平成30年度の市県民税の申告と、平成29年分の所得税の確定申告を受け付けます。

申告受付は、本庁と北部振興局・高月支所を主会場とします。申告者が集中した場合には、受付時間内でも受付を終了させていただきまますので、ご了承ください。

なお、所得税の確定申告書は国税庁ホームページでも作成できます。申告会場で長時間お待ちいただくことなく自宅等で簡単に作成できますので、ぜひご利用ください。

申告会場では、申告する所得や控除の有無などを所定の受付確認票に記入ができた人から受付を行います。申告の内容によっては、長浜税務署での申告が必要な場合があります。

所得税の申告が必要な人

○サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人
① 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人

② 2か所以上から給与を受けている人

③ 平成29年中の給与収入が、2千万円を超える人
○農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成29年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人

市県民税の申告が必要な人

○平成30年1月1日に市内に居住し、平成29年中に所得があった人
○国民健康保険に加入している人(収入がなくても申告が必要です)

○遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人
※所得税の申告をした人は、市県民税の申告は不要です。

始めにチェック！私は申告が必要ですか？

平成30年1月1日現在、市内に住所のある人が対象です。

